

東京都市計画地区計画富士見台駅北部地区地区計画等の案に関する
意見書の要旨および区の見解について

富士見台駅北部地区地区計画等の案については、下記の日程で案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

案縦覧等

- ・案縦覧期間 : 平成 30 年 9 月 19 日 ~ 10 月 3 日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 2 通(2 名)

	意見書の要旨	区の見解
1	<p>四商通りの拡幅整備や通り抜け道路の早期実現について</p> <p>昨今、東日本大震災、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、多くの災害が発生し、甚大な被害が出ている。首都直下地震の危険性が各方面で報じられており、狭く曲がりくねった道路の多い貫井・富士見台地区は、震災時に緊急車両が入ってこられるか心配である。</p> <p>災害時は、救助や消防活動をすぐに行い、被害を最小限に止めることが重要と考える。</p> <p>今回、防災性の向上のため、四商通りだけでなく、駅周辺の道路や大きな公園をつくるまちづくりを進めていると聞き、うれしく思う。</p> <p>災害対策は早期に行う必要があるため、計画を可能な限り早く実現し、緊急車両がスムーズに通行できる安全なまちを作ってほしい。</p>	<p>本地区は、消防活動の困難な区域が地区の 5 割強を占め、老朽化の進んだ木造住宅が多く点在しており、地域が抱える防災上の課題を解消するためには、都市基盤となる道路や公園の整備が必要です。</p> <p>これまで、まちづくり通信の発行、練馬区公式ホームページへの情報掲載、アンケートによる意向調査および説明会の開催等、様々な形で、まちづくりの取組状況をお知らせするとともに、ご意見を伺いながら検討を進め、地区計画の案を作成しました。</p> <p>四商通りの拡幅事業については、早期に整備ができるよう取り組んでいきます。また、本計画では、消防活動の円滑化のために幅員 6.0m の通り抜け道路の整備を計画しています。引き続き地域の皆さまのご意見を伺いながら、着実に道路整備を行っていきます。</p> <p>公園整備については、合意が得られた箇所を地区公園として定めていま</p>

		<p>す。区としても、さらに公園を増やす必要があると考えています。</p> <p>今後も、地権者との協議が整った段階で、地区施設として定め、公園の整備に取り組んでいきます。</p>
2	<p>商店街通りの拡幅および新設について</p> <p>説明会やまちづくり通信を基に意見を言ってきたが、道路拡張と延長と一緒に実施することについて、納得のいく説明がない。現在の閑静な住居環境だからこそ交通事故が少ないのであり、商店街通りの道路延長と道路拡張が安心安全なまちづくりにつながるのか疑問である。</p> <p>数年前、区の担当者が自宅に来たが、まだ道路計画は未決定にもかかわらず、すでに道路拡張は決定されたとの説明があり、二束三文の補償金額の提示があった。どこが丁寧な説明なのか。</p> <p>商店街通りは、現在の道路幅で無電柱化を行えば、防災上援助活動が可能と考える。むしろ他に狭い道路がたくさんある。</p> <p>新たな防火規制は、少子高齢化が進んでいることを考えると、高齢者への金銭負担が増えるため、精神的な安心・安全の確保に繋がるのか疑問である。</p>	<p>本地区は、消防活動の困難な区域が地区の5割強を占め、老朽化の進んだ木造住宅が多く点在しており、地域が抱える防災上の課題を解消するためには、都市基盤となる道路や公園の整備とともに、建物自体の不燃化が必要です。</p> <p>これまで、まちづくり通信の発行、練馬区公式ホームページへの情報掲載、アンケートによる意向調査および説明会の開催等、様々な形で、まちづくりの取組状況をお知らせするとともに、ご意見を伺いながら検討を進め、地区計画の案を作成しました。</p> <p>事前に道路拡幅計画による影響が考えられる全てのお宅を訪問し、お会いすることができなかつたお宅につきましては、お話しさせていただく機会を設けて頂くため、手紙を複数回投函してきました。また、平成29年9月にまちづくり計画に関する説明会、平成30年3月に素案説明会、7月に原案説明会を開催し、ご意見を頂戴しながら計画を進めてきました。</p> <p>自動車の交通量については、現時点で、北向きの一方通行である商店街通りの交通規制を変更する予定はないため、交通量が著しく増加することはないと考えられます。</p> <p>現在事業中の四商通り以外については、現時点で道路の拡幅事業は行っておりません。そのため、補償額等の</p>

		<p>算出は行っておらず、金額提示もしておりません。具体的な道路の整備方法につきましては、今後、地域の皆さまの声を伺いながら検討を進めていきます。将来、道路の拡幅事業を行う際には、土地や建物の補償について、丁寧にお話し合いをさせていただきます。</p> <p>商店街通りは、地域の主要な生活道路です。円滑な消防活動を実施するためには6 m以上の空間が必要です。道路拡幅と壁面後退により、快適な歩行環境を創出し、防災性の向上とともに商店街の活性化の促進が期待できます。なお、現在のところ商店街通りを無電柱化する予定はありません。</p> <p>新たな防火規制は、直ちに負担が生じるものではなく、区域内で建物を建てる際に、原則として一定の耐火性能を持つ準耐火建築物以上とすることを義務付け、建築物の不燃化を促すルールです。本地区において、建築物の不燃化を促進するため必要と考えます。地域で行ったアンケートにおいても約9割の方から新たな防火規制の導入が必要との回答をいただいています。</p>
--	--	---